

令和4年 第1回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(令和4年2月17日)

茨城県南水道企業団議会

説明のための出席者

藤 井 信 吾	企 業 長
根 本 洋 治	副 企 業 長
佐々木 喜 章	副 企 業 長
秋 田 浩 樹	事 務 所 長
野 友 省 男	次 長
山 下 聡	経 営 企 画 課 長
腰 塚 信 行	業 務 課 長
川 井 克 治	給 水 課 長
本 多 裕 之	施 設 課 長
山 本 信 之	会 計 課 長
倉 島 正 彦	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

小 嶋 哲 夫	局 長
平 野 恵 美	係 長
谷 田 昇 明	書 記

令和4年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について
- 議案第 2 号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について
- 議案第 3 号 茨城県南水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 北島 登	<p>1 議案第3号 県南水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>(1) どのような契約を想定しているのか。</p> <p>(2) 土地、建物等不動産の賃貸借契約は対象となるのか</p> <p>2 議案第4号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計について</p> <p>(1) P34 研修会等参加負担金 2021年度より増額になっている理由 2021年度の実績</p> <p>(2) P37 国庫補助金の対象事業とその補助率</p> <p>(3) 予算説明書P2に「水圧を安定させるための管網整備の費用が増加している」とあるが、どこでどのような整備を行うのか。</p>
2 杉森 弘之	<p>1 議案第3号 「茨城県南水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について」</p> <p>(1) 長期契約とは何年以上の契約か</p> <p>(2) 長期契約にすることのメリットとデメリット（委託者の契約不履行のリスク等）</p> <p>(3) 管理者の任期は4年だが、5年の場合の残期間の責任の所在等</p> <p>(4) 第3条「…ただし、企業長が必要と認めたものは、その上限を超えて」とあるが、どのような想定をしているのか</p> <p>2 不能欠損と滞納、収納率</p> <p>(1) 不能欠損と滞納の金額と率、収納率の変化、10年前、5年前、1年前</p> <p>3 補助金</p> <p>(1) 職員の児童手当について、総務省通知の繰出基準に基づいて各構成市町村から繰入れをしているとあるが、上</p>

	<p>水道の出資に要する経費の繰り出しの基準のアからカの6項目と現状</p>
<p>3伊藤 悦子</p>	<p>1 議案第4号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について</p> <p>(1) 令和4年度予算編成の姿勢について 水道料金は23%の値上げです。改めて市民生活への影響と予算編成について特に留意したことは</p> <p>(2) 予算執行計画書について</p> <p>① 給水量は、令和3年度予算より40000 m³増とした根拠</p> <p>② 27ページ、営業外収益の補助金の具体的内容について</p> <p>③ 34ページ、令和3年度予算に計上があった公務災害見舞金の削除について、今までの実績と内容、削除の理由</p> <p>④ 35ページ 資産減耗費は昨年の約倍となる具体的内容は、</p> <p>⑤ 今後老朽化した管路更新率は1%に設定していくと運営審議会の答申です。令和4年度の更新率とその理由、具体的な取り組み、鉛管・石綿管取り換えの具体的な取組について、</p> <p>2回目</p> <p>① 管路更新の更新計画書の有無について、</p>

一般質問

議 員	質 問 の 要 旨
1 北島 登	<p>1 「茨城県水道ビジョン」が県南水道企業団に与える影響について</p> <p>(1) 広域連携（1県1事業者）という方針をどうとらえているか</p> <p>① 広域化に参加しないという選択肢はあるのか</p> <p>② 水道広域化推進プラン策定にどうかかわれるのか</p> <p>③ 事業統合で料金の統一による料金の値上げは</p> <p>④ 浄水場の削減（127→49）削減対象と予想される浄水場は企業団にあるか</p> <p>(2) 官民連携（民間活用）によって自治体のコントロールが失われるのではないか</p> <p>① 民営化によって技術の継承が適切に行われるのか</p> <p>② 原価に利潤が上乘せされ、料金の値上げにつながるのではないか</p> <p>③ 施設や管路などの更新が適切に行われぬ可能性はないのか</p> <p>④ 料金設定が民間事業者にゆだねられ、恣意的な値上げにつながるおそれはないのか</p>
2 杉森 弘之	<p>1 配水場等水道施設管理業務委託契約の損失リスクの分担</p> <p>(1) リスクの発生を回避・低減させる努力</p> <p>(2) リスク発生による影響を最小限にとどめるための努力</p> <p>(3) 県南水道企業団の場合の分担とその確認の方法</p> <p>(4) 事故・緊急事態対応マニュアルの有無と内容</p> <p>2 茨城県「県水道ビジョン」</p> <p>(1) 50年度には水道利用者20万人減、給水量6.1%減、収益4.9%減とし、施設の老朽化と浄水場の更新で給水原価は1.3倍になると見込むが、県も含めて43事業者を「1県1水道」を基本方針としている。このことについて、この間、どのような相談があったのか。</p> <p>(2) 今後の対応方針について。</p>

<p>3 伊藤 悦子</p>	<p>1 さらに高くなった水道料金引き下げのために</p> <p>(1) 平均 23%の料金引き上げは、利用者へ大きな負担です。料金引き下げのために県から買う浄水費の契約水量を実態に合わせることで、浄水費の引き下げを求めます。</p> <p>① 令和4年度の契約水量と予想される使用量の差について 金額と水量は 差に対する認識は</p> <p>② 県への働きかけについて 要望書の内容について</p> <p>③ 水道料金の軽減について コロナ禍の影響や生活物資の値上げが目白押しで家計が厳しくなっています。改めて経済的に厳しい家庭への料金軽減策を求めます。</p> <p>2 水道管に規格外塗料の問題について</p> <p>(1) 一部の水道管に認証規格をクリアしていない塗料が使われていた問題で、更新などの工事を中断していることが報道されました。当企業団の使用状況、水質への影響、現況について</p>
----------------	---

午後 1時30分 開 会

○佐藤隆治 議長

ただいまから、令和4年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数14名、定足数に達しておりますので、会議は成立します。
これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤隆治 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、12番、岩澤 信議員、13番、染谷
和博議員、両名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

○佐藤隆治 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。御異議ございま
せんか。
<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号

○佐藤隆治 議長

日程第3、議案第1号 茨城県南水道企業団監査委員の選任についてを議題といたしま
す。
提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。
<藤井信吾企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

提案理由の説明の前に、一言御挨拶を申し上げます。
本日は、令和4年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議
員の皆様方におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御参集をいただき、厚
く御礼申し上げます。

さきの龍ヶ崎市長選挙におきまして、萩原 勇氏が当選をされました。本日は欠席され

ておりますけれども、心よりお祝いを申し上げます。今後、当企業団の健全なる運営のために、随時適切な御意見、御提案を頂き、企業団がより一層経済性を発揮し、公共の福祉を推進できるものと御期待申し上げるところでございます。

次に、議員の皆様も既に御存じかと思われませんが、先日、茨城県におきまして新たな水道ビジョンが策定され、その中で広域連携の一環として「1県1水道」の構想が掲げられております。茨城県の水政課が中心となり、この構想において各市町村長へ説明を行っている段階であり、その説明の中で、来年度に統合へ向けた研究会、再来年度に協議会を計画しているというスケジュールが示され、統合の中身については、各水道事業体と協議の上、決定をしていくということで、具体的なことはまだ何も決まっております。

当企業団といたしましても、この研究会等の検討の中で、統合のメリット、デメリットを判断し、議会に対し報告すべき事項は適宜報告してまいりますので、この件につきましても御理解と御協力のほど、お願いを申し上げます。

さて、本日は、人事案件2件を含む議案4件を提出しております。

初めに、議案第1号は、茨城県南水道企業団の監査委員の選任についてであります。

監査委員である石橋大輔氏の任期が来る2月25日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により議会の同意を求めるものであります。

石橋大輔氏につきましては、人格は高潔で、これまでも素晴らしい実績を残され、優れた識見を有しており、当企業団の監査委員として最適任者であると確信をし、ここに御提案を申し上げる次第であります。何とぞ慎重なる御審議のほどを賜り、御同意いただけますようお願い申し上げ、議案第1号の提案理由の御説明とさせていただきます。

○佐藤隆治 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず、反対の方からの発言を許します。

反対の方ありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

賛成の方、発言を許しますが、ありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○佐藤隆治 議長

これから議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号、本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

石橋大輔氏が監査委員に選任されました。

◇日程第4 議案第2号

○佐藤隆治 議長

日程第4、議案第2号 茨城県南水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、2番、若泉昌寿議員の退場を求めます。

<2番、若泉昌寿議員 退場>

○佐藤隆治 議長

提案の理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

議案第2号は、茨城県南水道企業団の監査委員の選任についてであります。

監査委員でありました石引礼穂議員より、去る1月31日をもって退職願の届出があり、現在まで欠員となっているため、新たに監査委員を選任するものでございます。

欠員につきましては、新たに議会議員の若泉昌寿氏を選任いたしたく、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により議会の同意を求めるものであります。

若泉昌寿氏につきましては、議会に精通し、人格が高潔で、優れた識見を有しており、当企業団の監査委員として最適任者であると確信をし、ここに御提案申し上げる次第であります。何とぞ慎重なる御審議のほどを賜り、御同意いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○佐藤隆治 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

まず、反対の方からの発言を許します。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

反対の方、賛成の方、ございませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。

◇採決

○佐藤隆治 議長

これから議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号、本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

若泉昌寿議員の入場を許します。

<2番、若泉昌寿議員 入場>

○佐藤隆治 議長

2番、若泉昌寿議員が監査委員に選任されました。

それでは、ただいま監査委員に選任されました若泉昌寿議員、御挨拶をお願いします。

<2番、若泉昌寿議員 登壇>

○2番（若泉昌寿 議員）

ただいま監査委員として選任されました若泉昌寿でございます。実は、私、監査委員は今回で2度目になります。前回は石橋監査委員とともに、一緒にやってきました。今回も石橋監査委員とともに一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくをお願いします。

◇日程第5 議案第3号及び議案第4号

○佐藤隆治 議長

日程第5、議案第3号及び議案第4号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

それでは、各議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第3号は、茨城県南水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、従来条例から構成団体や近隣水道事業体を参考にし、長期継続契約をすることができる業務を新たに追加し、また、契約期間も対象の機器の法定耐用年数に応じて、従来条例の契約期間の上限である5年を超えて契約ができるよう改正するものであります。

議案第4号は、令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。

この予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されております。

それでは、様式に従って御説明を申し上げます。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。

給水戸数は11万1,594戸、年間総給水量は2,569万立方メートル、1日平均給水量は7万384立方メートル、主要な建設改良事業は、配水管布設工事24億9,403万円、配水場更新工事7億7,202万4,000円及び配水管布設工事1億7,710万円等を予定しております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものであります。

水道企業収益の総額は72億1,261万8,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと16.6%の増となっております。そのうち、企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は66億7,623万4,000円を予定し、水道事業収益の92.5%を占めております。

次に、営業外収益の総額は5億3,319万4,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと2.4%の増となっております。そのうち、長期前受金戻入は4億661万円を予定し、水道事業収益の5.6%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は60億5,074万1,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと3.3%の増となっております。

主なるものを申し上げますと、営業費用は59億7,684万3,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億9,728万3,000円を予定し、営業費用の46.8%を占めております。営業外費用は7,052万3,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払い利息は6,851万

3,000円であります。また、特別損失として117万5,000円を計上しておりますが、これは過年度損益修正損で、その中身は過年度の水道料金の調定減等となっております。

以上が、第3条の収益的収支であります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は建設改良工事の施工及び企業債の償還等に係るものであります。

収入につきましては、総額で15億406万8,000円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金13億円、消火栓設置工事の負担金800万円、下水道工事に伴う布設替工事の負担金4,486万5,000円、生活基盤施設耐震化等交付金1億5,120万3,000円となっております。

次に、支出につきましては、総額で40億483万9,000円を計上しております。その主な内訳を申し上げますと、拡張事業費として1億8,590万円、改良事業費として34億9,151万円を予定しております。また、企業債償還金につきましては2億5,454万4,000円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。25億77万1,000円の支出資金が不足いたしますので、その補填財源につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3億4,680万8,000円、過年度分損益勘定留保資金21億5,396万3,000円を予定しております。

次に、第5条は、企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率等を定めたものであります。配水管整備事業の財源といたしまして、13億円を限度額とした企業債の借入れをするものであります。

次に、第6条は、営業費用、営業外費用及び特別損失との間で各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費5億4,584万4,000円、交際費20万8,000円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第8条は、他会計からの補助金についてであります。構成市町の一般会計より児童手当負担金として354万円の補助を受けるものであります。

最後に、第9条は、棚卸資産購入限度額を定めるものであります。5,667万2,000円を予定しております。棚卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました案件の概要であります。慎重審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○佐藤隆治 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

議案に対する質疑を行います。

まず、議案第3号 茨城県南水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について。

提案理由の説明には、対象の機器の法定耐用年数に応じて、従来の契約期間の上限である5年を超えて契約できるよう改正するものとありますが、恐らくリース契約だとかそういうことを想定しているのだと思いますが、特にどのような契約を想定しているか、具体的にお答え願います。

そしてまた、これに該当するものとして、土地、建物など不動産の賃貸借契約、これは対象となるのかどうかについて、お答え願います。

2番目に、令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてです。

予算書の34ページ、研修会等参加負担金について、2021年度より若干増額になっていますけれども、この増額の理由、研修会の開催計画がそういうふうになっているのかどうか。

それともう一つは、ちょうど21年度は、まだコロナの真っ最中で、なかなか思うように研修等は行えなかっただろうと思いますが、実績はどうだったのか、どのような研修にどれだけ参加し、そして費用がどれだけいったのか。現時点において分かる分で結構です。

それから2点目が、37ページ、国庫補助金の対象事業とその補助率、これはどうなっているのか。先ほど、議案説明の中でもちょっと一部触れられておりましたが、回答をお願いいたします。

そして3点目として、予算説明書の2ページに、水圧を安定させるための管網整備の費用が増加しているというふうにあります。今、対象となるのはどこのどういう場所で、どのような整備を行うのか。素人ながら想像するに、ルートを複数のルートで配水を行うことだろうというふうには想像するんですけども、特に地域、どんなふうにするのか、それをお教えいただきたい。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、議案第3号の長期継続契約に係る条例改正について、どのような契約を想定しているのかについてであります。まず、新たに加えました電気通信役務の提供に係るものにつきましては、インターネットの回線や専用回線などの利用及び運用保守契約、また、

これを介して利用するアプリケーションやクラウドサービスなどの利用、さらに、それらサービス利用に係るライセンス契約などを想定しており、これらについて規則にて制限列挙することを予定しております。

次に、継続的に役務の提供を受ける必要から、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもののうち、規則で定めるものにつきましては、漏水事故発生に備えた出動待機及び事故発生時の修繕対応を含めた漏水修繕待機に係る契約、庁舎の清掃や廃棄物の収集運搬に係る契約、顧問弁護士などの専門家による業務支援に係る契約、その他水質検査や損害賠償保険に係る契約など、現在、いずれの契約につきましても単年度契約で実施しておりますが、年度当初から継続的に当該役務の提供を受ける必要がある業務となっておりますので、前年度中に契約事務を進めておく必要がございます。

次に、土地建物の不動産、賃貸借契約が対象になるかという御質問についてであります。地方自治法第234条の3において、長期継続契約の対象として不動産を借りる契約が明記されておりますので、条例の内容にかかわらず、法により長期継続契約を締結することは可能であります。

次に、総係の負担金が増加している理由と2021年度の実績についてであります。2021年度の実績につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修の中止や感染が拡大している地域への往来は避けたいという理由から、参加を辞退するというケースが多くあり、予算の執行率としては非常に低い状況となっております。

このような状況ではありますが、メリットもございまして、これまで少人数で参加していた研修がオンラインで実施されることにより、人数を増やして受講することができるというケースも増えており、そういった研修には積極的に参加し、特に若手の職員の知識向上として活用しております。

しかしながら、技術的な研修となりますと研修施設に伺って実践形式で行うものも数多くあり、これまで継続的に受講しておりましたが、令和2年度以降は、そういった研修に参加することがほとんどできませんでした。

職員育成は当企業団の大きな課題の一つでもありますので、令和4年度においては、感染拡大が落ち着いているときに受けられる研修があれば、より多くの研修に積極的に受講してもらいたいという考えの下、令和3年度予算から若干増加した費用を計上しております。

次に、国庫補助金の対象事業として補助率についてであります。補助金の区分といたしましては、これまで継続して実施している重要給水施設配水管耐震化事業であり、令和元年度から新たな補助金を活用した事業はございません。したがって、補助率につきましても、これまでと変わらず、補助対象事業の4分の1となっております。

次に、水圧を安定させるための管網整備の費用が増加しているとあるが、どこでどのような整備を行うのかについてであります。現在、牛久市ひたち野地区で小野川にかかる

口径450ミリメートルの水管橋1ルートでの供給をしております。仮に、和歌山市で起きたような漏水事故が発生すると、約7,800世帯が長時間断水となる状況にあります。このような事態を避けるために、別ルートの合計400ミリメートルの布設を計画しております。

また、取手市の小文間地区も戸頭配水場から供給1ルートに頼っている状況であり、長兵衛新田地区からの配水管と接続することで、2ルートからの供給を確保する計画であります。

これらの管路整備を行うことで、問題を解消し、安心、安定した水道水を継続して供給できるよう計画するものであります。

以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。5番、杉森弘之議員。

<5番、杉森弘之議員 登壇>

○5番（杉森弘之 議員）

改めまして、こんにちは。牛久市議会の杉森弘之であります。3点について議案質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

第1は、議案第3号 茨城県南水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の第234条の3で、「普通地方公共団体は、第214条の3の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガスもしくは水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約または不動産を借りる契約その他政令に定める契約を締結することができる」とありますが、まず、確認の意味でお聞きます。県南水道企業団における長期継続契約の定義をお聞きします。また、通常、何年の契約期間が多いのかをお聞きします。

次に、長期契約にすることのメリットとデメリット、委託者の契約不履行のリスク等をどのように考えているのか伺います。

続いて、管理者、企業長の任期は長くても4年ですが、契約期間が5年の場合の残期間の責任の所在等について、どのように考えているのか、お聞きします。

さらに、第3条で、「ただし、企業長が必要と認めたものは、その上限を超えて」とありますが、どのような想定をしているのか伺います。また、どのような手続で決めるのか、判断基準はあるのかどうか、お聞きします。

第2は、議案第4号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。まず、貸倒引当金に関連して、不能欠損と滞納の金額と率、収納率の変化について、10年前、5年前、1年前の推移をお示しくください。また、どのように評価をされているのか、お示しいただきたいと思っております。

第3は、第8条、他会計からの補助金についてであります。

構成市町の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額として、児童手当負担金354万円が計上されています。予算説明書では、職員の児童手当について、総務省通知の繰出基準に基づいて各構成市町村から繰入れをしているとありますが、水道事業に係る繰出しの基準のアからカの6項目がありますが、それらの活用状況について説明を求めます。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

杉森議員の御質問にお答えいたします。

初めに、議案第3号の長期継続契約に係る条例改正について、契約年数を何年以上とするかという御質問であります。まず、長期継続契約につきましては、地方自治法第234条の3で定められているとおり、翌年度以降にわたり、電気、ガス、水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約、その他政令で定める契約を締結できるものとされております。

また、地方自治法で地方自治法施行令におきましては、翌年度以降にわたり物品の借入れ、または役務の提供を受ける契約で、その性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものについては、長期継続契約を締結できるものとされております。

以上により、想定される契約といたしましては、複数年にわたる契約及び翌年度に履行する契約について、前年度中における調査や見積徴収、入札事務、契約事務などを執行することを想定しております。

次に、長期継続契約におけるメリットとデメリット、受託者の契約不履行についてのリスクについてであります。まずメリットといたしましては、契約金額の抑制、契約事務手続の合理化及び簡素化が考えられます。

まず、契約金額についてであります。入札に参加する事業者におきましては、単年度契約となりますと、サービスを提供するに当たっての人材の確保や機材や部品の調達、設備や機器の整備などに要した経費を短期間で回収しなければならないということになります。これを長期に安定的な契約ができることから担保されることによって、経費の分散化が図られることで、契約金額の抑制につながることを期待できると考えております。

次に、契約事務手続の合理化及び簡素化につきましては、単年度契約といたしますと、毎年度行わなければならない見積書の徴収や契約事務手続を簡素化することが可能となります。

また、継続的に役務の提供を受ける必要がある契約につきましても、契約が履行される前年度中に契約事務の手続を行えるようになることで、継続的かつスムーズな執行が可能

となり、さらには一般的な商習慣の実態に即した契約も可能となりますので、より経済的かつ効率的な契約を締結できるようになることもメリットとして考えられます。

次に、デメリットについてであります。契約期間が長期にわたること、契約期間中に著しい技術革新があった場合や市場における経費の相場が大きく上昇、低下した場合には、契約を継続していくことが事実上不利益になる可能性があると考えております。

次に、契約不履行のリスクなどについてであります。入札の段階で履行に不適切な業者を除外することにしております。具体的に、指名競争入札におきましては、契約審査委員会を開催し、会社の資金力や過去の業務実績などを考慮しながら、慎重に業者の選定を行うこととし、一般競争入札に関しましては、公告内容に参加要件を定めることで入札に参加する業者を限定することにより、契約後における債務不履行のリスクを回避しております。

また、契約不履行のあった場合には、契約違約金を徴収することとしており、既に支払った金額がある場合におきましては、その金額を損害賠償金として請求するものとしております。

また、長期継続契約におきましては、各年度の予算の範囲内で執行されるという翌年度以後の債権債務が確定していない契約でありますので、先ほど北島議員の御質問でお答えしたとおり、予算の執行がされない場合には契約を解除できるという条項を盛り込んでおります。

次に、管理者の任期満了以降に契約期間が継続している場合の責任の所在についてであります。先ほども申しあげましたとおり、議会により承認された予算の範囲内で執行されるものとなりますので、仮に予算の措置がされない場合には契約を解除することになります。したがって、発注者、受注者ともにその範囲内で契約を履行していく責任を負うものと考えます。

次に、第3条ただし書きにおける5年を超える契約についてであります。このたび条例改正を議決いただきました場合には、規則につきましても改正に伴う見直しを予定しております。この中で、ただし書きにある企業長が必要と認める契約期間につきましても、受注者が調達する物品、その他の耐用年数を基準とした期間を上限とするよう、明記することを予定しております。

次に、不能欠損と滞納の金額と率、収納率の変化であります。10年前の平成22年度決算で対象となる平成17年度調定額の滞納金が税込で5,384万4,054円、滞納率1.1%、5年後の欠損金額が609万323円。5年前の平成27年度決算で対象となる平成22年度調定額の滞納金が6,431万2,505円、滞納率1.4%、欠損金額が726万132円。1年前の令和2年度決算で対象となる平成27年度調定額の滞納金が6,322万4,131円、滞納率1.2%、欠損金額が497万667円であります。

収納率の変化についてであります。過去10年において収納率は99.9%を維持しており、

他の水道事業体と比較しても高く、評価できる収納率だと考えております。

さらに、令和2年度からは、収納率の向上を図るため、弁護士事務所と契約し、催告書で請求を行い、欠損金の減額に努めております。

また、各市町の下水道料金においても収納率が向上しているとの報告も受けております。

次に、総務省から通知されている地方公営企業繰出金に係る基準のうち、上水道の出資に要する経費のアからカの6項目についての企業団の対応と現状について、お答えいたします。

初めに、上水道の出資に要する経費の繰出基準として示されている項目におきましては、項目のアからオにつきましては、水道水源施設や水道広域化施設などに係る国庫補助事業であることが条件となっておりますので、現状におきましては、基準を満たしておらず、活用できない状況となっております。

また、項目のカにつきましては、同じく基準を満たしていないものや現在予定している事業では活用できないものとなっております。

また、県内事業体を見ても、令和元年度の実績といたしましては、基準外の繰入れをしている事業体はございませんが、基準を超える繰入れを行っている事業体は23事業体となっております。なお、内容の詳細につきましては、確認しておりません。

以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで杉森弘之議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

通告に従いまして、質疑を行います。

議案第4号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてです。

初めに、令和4年度の予算編成の姿勢についてです。

水道料金は、平均23%の値上げです。コロナ禍の中で値上げなんてとんでもない、生活に響く、これ以上節約の方法がない、水はなくてはならないもの、収入が増えないのに月1,000円以上も上がる、どうしたらいいのか、こうした利用者の切実な声です。改めて、市民生活への影響と予算編成について、特に留意したことは何なのかお聞きをします。

次に、予算執行計画書についてです。

一つ目は、給水量を令和3年度予算より4万立方メートル増とした理由について。

二つ目に、27ページ、営業外収益の補助金の具体的な内容について。

3番目に、34ページ、令和3年度予算に計上があった公務災害見舞金の削除について、今までの実績と内容、削除の理由について。

4番目に、35ページ、資産減耗費は昨年の約倍となります具体的な内容について。

最後、今後老朽化した管路更新率は1%に設定していくと運営審議会の答申です。令和4年度の更新率とその理由、具体的な取組、鉛管・石綿管取替えの具体的な内容について、お伺いをいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

＜秋田浩樹事務所長 登壇＞

○秋田浩樹 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、令和4年度予算における市民生活への影響と編成上特に留意した点についてですが、まず、市民生活への影響といたしましては、平均23%の料金水準の引上げとなりますので、上水道利用者の皆様には相応の御負担をお願いすることとなりますが、今後、人口減少に伴う水需要の減少が見込まれている中で、急激に増加していく老朽化施設の更新及び耐震化を推進していくために必要な財源となりますので、引き続き企業団が置かれている現状を継続的に周知し、利用者の皆様の御理解をいただけるよう努めてまいります。

次に、予算編成について特に留意した点についてであります。先ほど御説明いたしましたとおり、老朽化施設の更新と耐震化を進めていくための財源を確保することを目的に、料金を改定させていただくこととなりますので、改定によって生み出される資金を更新及び耐震化のペースアップにつなげられるよう予算配分しております。

ただし、既に老朽化している施設、設備もございますので、それらの維持、修繕及びメンテナンスにも相応の資金が必要となります。そのため、施設、設備の老朽化及び耐震化への課題が解消されるまでは、必要なメンテナンスを行いながら、重大な事故が発生しないよう運用していくことが必要となります。

次に、給水量を令和3年度予算より4万立方メートル増とした根拠についてであります。給水量の算出方法につきましては、給水収益の基礎となる有収水量の算出を行う上で想定される有収率を用いて算出しております。

有収水量につきましては、不確定な要素ではありますが、新型コロナウイルスによる影響が引き続きあるという前提で、人口減少に伴う水需要の減少や料金改定による節水意識の高まりなどの影響も見込んだ結果、直近の実績からは減少するものと予測し、2,327万7,000立方メートルとしております。

有収率につきましては、90.6%としておりますが、老朽管の増加による漏水量の増加、配水管布設替工事の増加に伴う配水管洗浄水量の増加なども想定し、他事業体と比べると良好な水準ではあります。直近の実績と比較すると低い有収率を設定しております。

これらを基に給水量を算出した結果、令和3年度予算と比較して4万立方メートル増の

2,569万立方メートルとなっております。

次に、営業外収益の補助金の具体的内容についてであります。これは茨城県水政課が県内の水道事業者に対し、水道加入促進を目的として生活用水として使用する新規の給水工事申請に対し、1件当たり3万円を上限として補助金を支給する事業を新たに実施することになり、当企業団として来年度606件の申請を予定し、合計として1,818万円を計上しております。

次に、公務災害見舞金についてお答えいたします。これは、公務中における事故により死亡または高度障害となった場合に、地方公務員災害補償基金から支給される補償とは別に、1人当たり1,000万円を上限として支給されるもので、職員の福利厚生の一環として行っていたものです。今まで、死亡や高度障害となった事例がないため支給実績はなく、事業合理化の一環として来年度から廃止といたしました。

次に、資産減耗費が昨年の倍となる具体的な内容についてであります。資産減耗費として、令和3年度の2,638万9,000円に対し、令和4年度は5,636万円の約46%増となっております。

主な内容としましては、利根町布川配水場内旧井戸施設、利根配水場内車庫、取手市井野地内旧3号井戸などの撤去費用が計上され、さらに耐震化への布設替えの延長距離が年々増えているのも理由となっております。

次に、令和4年度の更新率とその理由、具体的な取組についてであります。まず、令和4年度の管路更新の予定につきましては、小口径を主な対象としておりますので、施工距離を伸ばすことができることから、更新率は1.25%を見込んでおります。

次に、鉛管・石綿管取替えの具体的な取組についてであります。まず、鉛管につきましては、入札による契約で230件、その他漏水修繕などの維持工事により270件、合計で500件を予定しております。

次に、石綿管につきましては、約7,700メートルを予定しております。

以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

2回目の質疑を行います。管路更新についてです。

管路更新は、なかなか今まで計画的にできていたのかなというように思うところも私にはありますけれども、この管路更新の変更計画について、ちゃんと更新計画書があるのかどうかについて、お聞かせください。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

○野友省男 次長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

管路更新の更新計画書の有無についてであります。現在、10年間の長期更新計画書を基に管路更新を進めております。しかし、長期更新計画書にとらわれず、国庫補助金の活用ができる地区、他企業との合同工事で工事費が安価に抑えられる地区、漏水が多い地区など、現在の置かれている状況を考慮し、更新工事を行っております。

このように、変更となった情報も反映させながら、適宜、長期計画書の更新を行っております。

以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

これで、議案第3号及び議案第4号の質疑が全部終わりました。

◇討論

○佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方からの発言を許します。

10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。議案第4号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、反対討論を行います。

令和4年度は、水道料金を23%も値上げします。料金値上げに反対します。新型コロナウイルス感染症が発生してから2年が経過します。営業や雇用に大きな影響を及ぼし、市民生活がますます苦しくなっているのが実態です。昨年7月には、約1万人の値上げ反対の請願署名が出され、残念ですが否決となり、利用者からは大きな怒りがありました。

公営企業である当企業団は、安心、安全な水を少しでも安く供給することが公営企業としての役割です。令和4年度予算においても、県との契約水量と実際の予定使用量との差は、契約水量が多くなっています。契約水量は、使用水量の実態に合わせることを求められます。

また、コロナ禍の下、水道料金の軽減を行っている自治体もありますが、当企業団は行っておりません。生活困窮者に対し、水道料金の軽減を求めます。

以上な理由で、議案第4号の反対討論といたします。

○佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○佐藤隆治 議長

これから議案第3号及び議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号 茨城県南水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

議案第4号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

ここで、休憩します。

再開は、14時40分にいたします。

休 憩 午後14時27分

再 開 午後14時40分

○柳井哲也 副議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御報告します。

ただいま議長の佐藤隆治議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件については、この際、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 副議長

御異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

◇追加日程第1 議長辞職の件

○柳井哲也 副議長

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、14番、佐藤隆治議員の退場を求めます。

<14番、佐藤隆治議員 退場>

○柳井哲也 副議長

職員に辞職願を朗読させます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

代読します。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和4年2月17日、茨城県南水道企業団議会議長佐藤隆治。茨城県南水道企業団議会副議長柳井哲也殿。

○柳井哲也 副議長

お諮りします。佐藤隆治議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 副議長

御異議なしと認めます。よって、佐藤隆治議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

佐藤隆治議員の入場を許します。

<14番、佐藤隆治議員 入場>

○柳井哲也 副議長

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 副議長

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◇追加日程第2

○柳井哲也 副議長

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票とします。

議場の閉鎖を命じます。

<議場閉鎖>

○柳井哲也 副議長

ただいまの出席議員数は14名であります。

お諮りします。開票の立会人は2名とし、副議長から指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 副議長

御異議なしと認めます。したがって、立会人に、1番、大越勇一議員、2番、若泉昌寿議員、兩名を指名します。

投票用紙を配付します。

<投票用紙配付>

○柳井哲也 副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

<投票箱点検>

○柳井哲也 副議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

それでは、点呼します。

<各議員、平野議会事務局係長の点呼に応じて投票>

○柳井哲也 副議長

投票漏れはありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○柳井哲也 副議長

投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

1番、大越勇一議員、2番、若泉昌寿議員、開票の立会いをお願いします。

<1番、大越勇一議員、2番、若泉昌寿議員立会いの上開票>

○柳井哲也 副議長

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票中、

石引礼穂 議員 11票

椎塚俊裕 議員 1票

北島 登 議員 1票

無効投票中、

白票 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、石引礼穂議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

<議場開鎖>

○柳井哲也 副議長

ただいま議長に当選されました石引礼穂議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

石引礼穂議員、当選承諾並びに御挨拶をお願いします。

<石引礼穂議長 登壇>

○石引礼穂 議長

ただいま議長に選任賜りまして、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。円滑なる議会運営、そして議会のさらなる活性化に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○柳井哲也 副議長

議長が決定いたしましたので、副議長の職務はこれをもって終了させていただきます。皆様方の御協力を心から感謝申し上げます。

それでは、石引礼穂議長、議長席にお着き願います。

◇日程第6 一般質問

○石引礼穂 議長

日程第6、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

日本共産党北島 登です。ただいまより、通告に沿って一般質問を行います。

まず、大きくは茨城県水道ビジョンについてです。これが県南水道企業団にどのような影響を与えるのかについて、何項目かにわたって質問します。

茨城県水道ビジョンが公表されて、このビジョンの中では、国の1県1水道という方針に沿って、茨城県内の水道事業者を2050年までに経営一本化、事業を統合するという、これが大きな目標です。2030年まで、あと8年後になりますが、事業の共同化、これは管理の一体化、施設の共同化ということを目指して進めるというものです。

また、発表された内容を見ますと、大枠しか出されていないので、具体的な内容はこれからの検討になるかと思うんですが、県南水道、どういった影響が出るか、まず第1点は、広域連携という方針を企業団としてどう捉えているかということです。

1事業者に事業が統合されるということは、県南水道はそこに吸収されるというふうに考えられますが、この広域化に参加しないという選択肢は取れるのかどうか。

そして企業団は、水道広域化推進プラン、これは広域化を進めるに当たって、これからつくられるプランになると思うんですが、この策定にどのように関わられるのか。

それから、事業統合で料金の統一による値上げがされる、そういうおそれがあります。その水道ビジョンの中でも、県の水道供給のコストが1.3倍になるというふうにも書かれております。企業団としてはどういうふうになるのか、これについてもどのように推測しているか伺います。

そしてもう一つは、現在127か所ある浄水場を削減し、45か所にする削減計画が含まれています。県南水道企業団に関わる浄水施設で削減対象となると予想される浄水場はあるのかどうか、あるとしたら、どのような対応をするのか。

そして次に、官民連携、民間活用によって自治体のコントロールが失われるのではないかという問題です。ヨーロッパやアメリカでは、民営化によって料金が数倍になるなどの問題や施設の適正な維持、更新が滞るなどの問題が起り、再公営化、公営に戻すという、そういう動きもあります。このことはよく知られています。

そこで伺います。民営化によって、技術の継承が適切に行われるのかということです。ともすれば、近年、大手企業でも、社員の教育や技術継承、その金額を縮減させていって

いるところが非常に増えています。そういうことによって、技術力の低下ということが言われています。これは電機産業だとか自動車産業の今の現状を見れば、よく分かると思います。国際競争力云々言いますけれども、もう既に韓国に追い抜かれているというような事態、やっぱりここでもしっかりと自治体がコントロールし、その技術継承をしっかりと守ることが大事です。

それから次に、これは一般論ですが、民間企業が運営に関わるということになれば、運営を一括に引き受けるということになれば、民間企業の場合は、どうしてもコスト、原価に利潤を上乗せするということになります。そうすると、その利潤の分が高くなる、それが利用者に転嫁されると。今現在、県南水道企業団のほうは経営努力し、コストを削減しつつも、コストをぎりぎりまで抑えつつも、効率的に経営を進めている、そういう状況があると思います。そういった中で、簡単に値上げさせられてはたまったものではないというふうに思います。この点ではどうなるのか、どのような見通し、考えを持っているのか。

それから次に、施設や管路などの更新が適切に行われぬ可能性があるのではないかと。先ほどの予算の中でも約24億円、給水収益の約3割を超えていますかね、ぐらいがコストとして発生するわけですね、管路更新、施設更新等について。非常に大きい比率を占めています、民間に運営を任せると、まず削られるのはここだというふうに思います。そうした場合、災害時の対応や様々な点で問題は起こらないのかどうか、こういう点についてどのようにお考えか伺います。

そして最後に、料金の決定権が一体どこにあるのか。今、例えば県南水道企業団の場合は、参加している自治体からの、構成自治体からの議員が出て、そこでの議会で承認なしには料金決定できないわけですね。ところが、県一本になって、しかも民営ということになれば、県がどれほど料金決定に関われるのか、どのようになるのか、これはビジョンを読んでもちょっとはっきりしていない、これから決めることかもしれませんが、どのように捉えているか、お伺いします。

以上です。

○石引礼穂 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

○野友省男 次長

北島議員の御質問にお答えするに当たり、まず、茨城県における茨城県水道ビジョン策定についての経過と今後について御報告いたします。

茨城県は、長期的かつ広域的視点から、茨城県の水道が抱える課題を整理し、人口減少社会においても、安全で強靱な水道を維持させることを目的とすること。また、平成30年12月の改正水道法により、都道府県は市町村の区域を超えた広域連携の推進役としての責務が位置づけられたことなどから、平成13年度に策定した茨城県水道整備基本構想21を全

面改定し、茨城県水道ビジョンを策定することとしております。

令和3年7月に第1回茨城県水道ビジョン策定検討委員会を開催し、3回の委員会を経て水道ビジョン案が策定され、昨年12月にパブリックコメントを行い、今月中には意見に対する県の考え方を公表するとのことでしたが、昨日、意見募集結果を公表したとの連絡が県から入りました。

今後のスケジュールにつきましては、令和4年度に研究会が設置され、分析、調整、検討が図られ、準備が整った圏域から準備会に移行し、統合条件の作成、参加有無の確認がなされた上で、法定協議会の設立へと進むことが示されております。

また、茨城県水道ビジョン策定に係る資料提供請求につきましては、企業団の運営状況についての基礎情報調査、令和12年度までの予測結果資料の提供、広域連携に係るアンケート調査の回答などを行ってまいりました。

以上を踏まえまして、北島議員の御質問にお答えいたします。

広域連携、1県1事業者の方針で、広域化に参加しないという選択肢はあるのかについてであります。準備会の協議事項に参加有無の確認事項が示されていることから、選択肢はあると考えておりますので、準備会での統合条件等を精査、研究し、議員の皆様へ御報告してまいります。

次に、水道広域化推進プラン策定にどう関われるのかについてであります。水道広域化推進プランは、市町村等の実施する水道事業について、市町村の区域を超えた広域化の方針を定めるとともに、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュールを定める計画であることから、茨城県からの要請に応え、企業団の資産等、各種情報を提供しております。

今後につきましては、茨城県が令和4年度末までに水道広域化推進プランを策定し、公表することが示されております。

次に、事業統合で料金の統一による料金の値上げにならないのかについてであります。準備会での統合条件で示されるものと考えておりますので、値上げの有無については、現段階では判断しかねます。しかし、県南、県西広域水道用水供給事業統合案で示されたとおり、10年間の値上げはないものと考えております。

次に、浄水場削減の対象と予想される浄水場は企業団にあるのかについてであります。当企業団におきましては、企業局からの受水100%でありますので、対象とされる浄水場はありません。

次に、民営化によって技術継承が適切に行われるのかについてであります。茨城県水道ビジョン案の中で、官民連携については個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託や水道の管理に関する技術上の業務について、水道法上の責任を含め委託する第三者委託、DBO、PFIなど様々な連携形態があるため、官民連携の目的を明確化した上で、地域実態に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重

要であると示されております。

また、企業団におきましては、これまで御説明してまいりましたとおり、施設の所有権を官に置き、運営を民間企業が行うコンセッション方式についての導入は考えてないことなどから、民営化による技術継承が適切に行われるかについての検証はしておりません。

次に、原価の利潤が上乘せされ、料金値上げにつながるのではないかについてであります。一般論になりますが、民間企業は利潤を求めることは承知しておりますので、結果、値上げにつながることもあるのかと考えますが、利潤上乘せによる料金の値上げの有無について、現段階では判断いたしかねます。

次に、施設や管路などの更新が適切に行われない可能性はないのかについてであります。企業団におきましては、目標を定めながら更新率を定め、老朽化施設の更新を行うこととしております。民間事業者が事業運営を行う上でも、施設更新を適切に行わなければ有収率の低下、施設破損による断水など大きな事故にもつながりかねませんので、更新は行われると思われませんが、回答については控えさせていただきます。

次に、料金設定が民間事業者に委ねられ、恣意的な値上げにつながるおそれはないのかについてであります。一般論になりますが、海外事例などを考えますと値上げのおそれはあることも想定されますが、茨城県が想定している官民連携の手法について現時点では示されておりませんので、回答については控えさせていただきます。

以上になります。

○石引礼穂 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。5番、杉森弘之議員。

< 11番、杉森弘之議員 登壇 >

○5番（杉森弘之 議員）

牛久市議会の杉森弘之であります。2点について一般質問を行いますので、よろしくお願いたします。

第1に、配水場の業務委託契約の場合の損失リスクの分担について、質問いたします。

配水場においても、地震や洪水等の自然災害、人為的なミスや火災、機械や部品の劣化や不都合などによる事故、災害や、契約の変更や不履行などの契約に関するものなど、正常な事業を損なう事態が発生する様々なリスクが存在します。

リスク管理においては、まず、事故、災害等のリスクの発生を回避、低減させる努力が必要かと考えられますが、業務委託をした場合、それはどのように保障しているのでしょうか。

そして、事故、災害等の発生による影響を最小限にとどめるために、どのように対応しているのでしょうか。

次に、県南水道企業団の場合には、事故、災害だけでなく、契約なども含め、損失リスクの分担はどのようになっているのか、分担表のようなものの有無や内容、確認の方法も含めてお聞きします。

また、事故緊急事態対応マニュアルの有無とその内容について伺います。

第2番目に、茨城県水道ビジョンについて質問いたします。

50年度には、水道利用者20万人減、給水量6.1%減、収益4.9%減とし、施設の老朽化や浄水場の更新で給水原価は1.3倍になると見込み、県も含めて43事業者を1県1水道を基本にしていますが、水道ビジョンについて、この間、県南水道企業団にどのような相談があったのか、まずお聞きします。

この間、茨城県においては、霞ヶ浦のコンクリート化、ダム建設、導水事業など、無駄な事業も少なくなく、そのツケが県民や各市町村、水道企業団等に回されてきたとも言われています。このような無駄に対する反省と改革抜きに、1県1水道の行き着く先は、これまでの無駄をさらに拡大し、そのツケを回されるだけではないかと危惧を感じる方も少なくありません。

例えば、導水事業ですが、周知のとおり、霞ヶ浦と利根川、霞ヶ浦と那珂川の間を主に地下トンネルで結び、相互に送水する計画で、これにより渇水対策や水質浄化などを図るとしたものです。

しかし、そもそもその前提が、茨城県の過大な人口増大予測に対応するものとしてあり、実際には全く必要のない無駄な事業であり、そして、むしろ異なる水系間で大量かつ人口的に送水するため、水質の悪化や漁業への影響が懸念され、当初から漁協など関係者の反対意見が強いにもかかわらず、強行されたものでした。

1984年に着手し、当初は1993年度完成を目指すとしていましたが、住民の協力が得られず、5度延期され、2030年度完成予定と、実に9年間の工期予定が36年間、つまり4倍に延長され、この先さらに延長される可能性もあります。総事業費も1,900億円、うち茨城県の負担額は851億円と巨大なものでしたが、それがさらに2,395億円に495億増大し、県の負担も1,038億円に187億円増大しました。

しかも、利根導水路は1989年に完成し、95年に試験通水を行いました。利根川でシジミの大量死が発生し、漁協などの反対があつて使用されず、毎年、機能確認試験として通水する程度で、実質的に開かずの門になっています。

他方で、那珂導水路、全長約43キロの工事は、2020時点で予算の8割方を使い切っているにもかかわらず、工事の進捗率は約4割にとどまっている状況です。

既に導水事業に関係した茨城、東京、埼玉、千葉の4都県のうち、埼玉県と千葉県のある九十九里地域水道企業団は事業から撤退し、千葉県の工業用水と印旛郡市広域市町村圏事務組合は、取水量の減量を決めたと言います。このような無駄な事業を茨城県はいまだに続けようとしている現状を見ると、バラ色の県水道を言われても、しっくりいきません。

今後の取組については、段階的な広域連携の取組として、当面の10年間で第一段階として四つの広域圏に統一し、その際は水道料金の統一を必要としない経営の一体化の手法で広域連携するとし、その後の20年間で第二段階として1県1水道に一元化するとしていますが、推進協議会の内容は不明です。

当面10年間の目標として、地域ごとの経営合理化を挙げています。もちろん地域ごとの経営合理化も必要ですが、今すぐ必要なことは、県政の無駄な公共事業をやめ、県水の高額な受水費用を下げる等の合理化をすることではないでしょうか。

個別の自治体が単独で水道事業が難しい場合、広域化することはもちろん必要です。しかし、広域化の規模は各地域の実情に即して決めるべきであり、1県1水道などという目標を机上論で打ち上げるべきではありません。

これまでも、国は自治体の統合を進めてきましたが、現在の地方経済の衰退は、自治体統合の失敗の証左の一つとも言われています。県は、何を根拠に1県1水道を進めなければならないのか明らかにすべきです。広域化の問題と1県1水道は、全く別の問題です。今後の対応については、言うべきことは言う姿勢が必要と考えますが、県南企業団の考えを伺います。

○石引礼穂 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

○野友省男 次長

杉森議員の御質問にお答えいたします。

初めに、配水場等水道施設管理業務委託契約の損失リスクの分担についてであります。まず、リスクの発生を回避、低減させる努力として、仕様書に定められた運転操作管理業務、電気保安管理業務、保全管理業務、その他の技術管理業務において、これらの業務を技術面で確実に遂行でき、かつ損失が発生した場合、契約書に定められた補償をすることができる再生能力を持つ者を対象としております。

次に、リスク発生の影響を最小限にとどめるための努力として、受託者に対し、仕様書において、水道業務技術管理者及び業務総括責任者の専任を義務づけ、日本水道協会の定める資格である浄水施設管理技士2級もしくは水道管路施設管理技士2級等の保有者であることと定めております。

これらの専任により、業務が有資格者の管理の下、点検業務が的確に行われ、日々の業務、点検、報告において、細かな点でも異常箇所が報告されるような体制を取っております。

次に、リスクの分担とその確認の方法につきましては、仕様書の中で、事業実施におけるリスクマネジメント条項により、業務実施における配水場等の施設について、その水道管理者としての責任は企業団にあるものとし、本事業範囲における施設の運転、維持管理

上の責任は、原則として受託者が負うものとしております。

ただし、受託者が責めを負うべき合理的な理由がある事項につきましては、その限りではないと定めております。

また、受託者が加入した保険等については、別途、運転管理業務計画書に記載し、写しを添付することとなっております。

次に、事故・緊急時対応マニュアルの有無と内容についてであります。受託者が作成しております、地震、風水害や新型コロナウイルスなどに対応したマニュアルがございます。

内容についてであります。異常事態が発生した場合は、状況確認及び情報収集を行い、軽微な異常であれば、担当課職員に報告後、修繕対応し、重大な場合には、連絡を受けた職員が早急に対応できる体制になっております。

また、新型コロナウイルス対応マニュアルでは、事業継続計画に沿って、欠員を出すことなく業務を継続することが可能となっております。

次に、茨城県水道ビジョンについてであります。これまでの経緯及び今後の取組につきましては、北島議員の一般質問でお答えしましたとおり、茨城県水道ビジョン策定に当たっての要請はありました。当企業団の運営状況についての基礎資料、令和12年度までの予測結果等の資料提供、アンケートへの回答等を行っておりますが、県に対して意見を述べたり、茨城県水道ビジョン策定に当たっての相談を受けたことはございません。

今後の対応につきましても、先ほど北島議員の一般質問でお答えしたとおりであります。以上であります。

○石引礼穂 議長

答弁が終わりました。

これで杉森弘之議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

< 10番、伊藤悦子議員 登壇 >

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、さらに高くなった水道料金の引下げのためにです。

今年4月1日から、平均23%の水道料金の引上げです。利用者にとって大きな負担です。コロナ禍の影響で収入が減少しています。今後も値上げは続く計画です。今でも高い水道料金です。利用者の皆さんから、コロナ禍で収入が伸びず減る一方なのに、値上げなんてとんでもない、これ以上の節水はできない、どうすればいいのか、値上げを抑える努力はされているのかなどと切実な声があります。

また、昨年7月のこの水道議会で約1万人の料金値上げ反対の請願が否決されたことに、利用者の皆さんが、生活実態が分かっていないと怒りの声がありました。企業団は、

値上げありきで、住民説明も不十分な態度でした。

私は、根本のところは解決されていないと思います。県南水道企業団は、県から水を買って、それを利用者に供給します。今までに何度も指摘してきたように、利用者が使用する水量と県から買う契約水量に差があり、契約水量が使用量を上回っていることです。令和2年度決算では、水量で8,770立方メートルの差があり、金額では約1億3,577万円多く県に払っています。料金引下げのためには、契約水量を使用実態に合わせることでお聞きします。

一つ目は、令和4年度の契約水量と予想される使用水量の差について、金額とその水量が幾らになるのか、また、その差についての認識を改めてお聞きします。

二つ目は、県への働きかけについてです。水道料金引下げのためには、県との契約水量を、利用者が実際に使用する使用量と同一にすることは、先ほどお話をしたところですが、こうしたことを、県への要望も提出していますが、今年度提出した要望の内容について、お聞きをいたします。

三つ目に、水道料金の軽減についてです。コロナ感染症が始まって2年が経過しています。この影響で収入が減少しています。また、最近では、ガソリン、食品などによる値上げで家計への打撃も深刻です。日本は、賃金が上がらない一方で、21年秋以降、物価高が市民を苦しめています。12月の消費物価は、前年比で灯油が36%、ガソリンが27%、生鮮食料品が8%の大幅上昇です。改めて、経済的に厳しい家庭への水道料金軽減を求めます。御答弁をお願いいたします。

二つ目の質問です。水道管に規格外塗料の問題についてです。

尼崎市に本社を置く神東塗料が、水道管の塗料に規格外の原料を使っていた問題で、東京都や大阪市などの更新工事が中断をしていること。問題の塗料が使われていた水道管は、さびや腐食に強く、耐震性もあるダクタイル鋳鉄管で、全国にある水道管の54%を占めている。塗料は、主に水道管の外側に使われるが、管と管をつなぐ部分では内側にも使われ、塗料が水に触れる。日本水道協会は、同製品を使って水道管を造るメーカーに、安全性を確認するまで出荷自粛を要請したと新聞報道も1月にされたところですが。

当企業団の使用状況、水質への影響、またその対策についてお聞きいたします。

○石引礼穂 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、令和4年度の契約水量と予想される使用水量との差についてであります。予定給水量から令和2年度の負荷率を用いて算出した1日最大給水量は、8万623立方メートルとなります。令和4年度の契約水量につきましては、引き続き9万375立方メートル

でありますので、水量の差は9,752立方メートルとなり、これに受水費の基本料金単価である1,290円を乗じて12か月分として計算いたしますと、約1億5,000万円となります。

この差に対する認識についてであります。これまでも御説明してまいりましたとおり、県企業局の料金体系は基本料金と使用料金による二部料金制となっており、基本水量の算定の基礎となる計画1日最大水量を使用料金のように実態に合わせて変動させてまいりますと、県の用水供給事業としても資産を維持していくことができなくなりますので、この条件で予測し、評価することは現実的ではないと考えております。

次に、県への働きかけについて、要望書の内容についてであります。旧県南広域水道用水供給事業8団体として昨年の11月2日に、茨城県南水道企業団単独で11月4日に、それぞれ県企業局長及び県知事に対して要望書の提出を行っております。

単独で行いました要望書の内容につきましては、要約して申し上げます。旧県南広域用水供給事業における内部留保資金などの財務内容の公表、水需要減少に伴う余剰水の増大に対する協議及び問題解決へ向けての対応、将来的な旧県西地区への水融通を、県企業局が保有する未契約水量ではなく、旧県南受水団体の余剰水から水融通を行うこと。県西地区への水融通を可能にする施設整備を4年度中に完了し、一部融通について令和5年度より実施することの4項目となっております。今後も引き続き、県に対しての要望活動は継続して行っていきたいと考えております。

次に、水道料金の軽減についてであります。コロナ禍の生活支援につきましては、県及び各市町で対応が行われていることから、当企業団では、水道料金に対して軽減策を行うことは、現在のところ考えておりません。

ただし、お客様から新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、納入期限までの支払いが困難であるなどの問合せがあった場合は、適宜、納入期限を延長し、支払いを憂慮する柔軟な対応を実施しております。

次に、一部の水道管に、日本水道協会の認証規格をクリアしていない塗料が使われていた問題で、当企業団の使用状況、水質への影響、現況についてであります。対象となる水道管を使用する予定であった3か所の現場につきましては、水道管メーカーからの出荷自粛及び納品済資材の使用停止要請を受け、1月14日から18日までの5日間の使用を停止いたしました。この間、日本水道協会からは随時報告が入り、安全性が確認できた製品については、順次使用を再開しております。

また、現在も一部の製品の安全性が確認されておりませんが、当企業団が使用する製品には該当がなく、工事への影響はほとんどありませんでした。

なお、定期的実施している水質検査においても、基準値を超える数値は計測されておりませんので、水道法に定められた基準を満たしていることを確認しております。

以上であります。

○石引礼穂 議長

答弁が終わりました。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問をいたします。

契約水量と実際の使用量の差については、本当に、令和2年度の予算においても約1億5,000万、余計に払っているわけですね。この是正をしっかりとやることがないのに、水道料金の値上げなんていうのは、本当にとんでもないということとされているところなんです。

県に出した要望書のことについてなんですけれども、たしか要望書の報告書のところには、将来の水需要減少に伴って1日最大契約水量と1日最大給水量との実績の差が拡大して、余剰水が増大していった場合においては、当該受水団体と協議をして問題の解消に努めるというふうにあるんですけれども、現在、既にその差があるわけなんですけれども、それなのに、何で将来の水需要減少に伴ってということになるのか、その理由についてだけ、1点お聞かせ願います。

○石引礼穂 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

○野友省男 次長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

企業団が行った単独要望につきましては、県南県西広域水道用水供給事業の統合に係る協議において、企業団が申し入れた要望に対し、茨城県が同意した内容を遵守することを目的として、継続的に確認し合うための項目を盛り込んでおります。

この中で、要望書に明記した2項目の要件につきましては、このたびの同意に基づき、県南西統合に際して、現在の契約水量9万375立方メートルから6,800立方メートルを差し引くことを確認しておりますが、これにより一時的な効果として、現時点での1日最大給水量と契約水量との差を埋めることにより、負担軽減を図ることが可能となります。

しかしながら、今後見込まれる人口減少を主な要因とした水需要の減少により、さらにこの差が拡大していくことも懸念されます。本来であれば、水道料金の基本的な形態である二部料金制における基本料金の算定の基となる契約水量を需要に応じて変動させることはできませんが、今後さらに厳しい事業環境が見込まれる我々末端水道事業者の負担軽減をお願いいたしたく、このたびの減量が最後ということではなく、継続的な協議を確認するものであります。

以上であります。

○石引礼穂 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問が全部終わりました。
これで一般質問を終わります。

○石引礼穂 議長

以上で、今定例会に付議されました日程は全部終了しました。
令和4年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。
御苦労さまでした。

午後15時42分 閉 会

○ 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

茨城県南水道企業団議会

議長

副議長

議長

会議録署名議員

議員 12番

議員 13番